

た ま し わかもの ちようさ
多摩市若者ニーズ調査

白頃より市政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

多摩市では、「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を施行し、子ども・若者を誰一人取り残さずに大切にすまを指し、子ども・若者支援施策を推進しています。

このアンケート調査は、計画の主役である若者のみなさまに意見を聞かせていただき、多摩市の子ども・若者に関する計画を策定するため、住民基本台帳に登録されている15歳～39歳(令和5年4月1日時点)の人から、2,500人を無作為に抽出し、協力をお願いしています。

回答いただいた内容は、個人が特定されたり、他の人に漏れたりすることは一切ありません。集計した結果については、市の子ども・若者に関する計画やその他、市の施策などの検討資料として使わせていただきます。

多摩市を皆さんにとってより暮らしやすいまちにするために、ご多忙の中とは思いますがぜひアンケート調査にご協力をお願いいたします。

令和5年12月 多摩市長 阿部 裕行

【 回答にあたってのお願い 】

- アンケートは、あなた自身にご回答ください。
- ご回答は、選択肢に丸をつけてお選びいただく場合と、数字などをご記入いただく場合がでございます。
- 選択肢の場合、お選びいただく数^{かず}が設問によって異なりますので、注意書きにしたがってご回答ください。
- 設問によってご回答者が限られる場合がありますので、ことわり書きや矢印にしたがってお答えください。回答が難しい質問や自分には当てはまらないと思った質問はとばして、次の質問にお進みください。
- 5-1. スマートフォンやパソコンからご回答いただく際は、次ページのQRコードを読み取り、1月9日(火)までにご回答をお願いします。
※二重で回答しないように、パソコンやスマートフォンから答えたときは、お手数ですがこの調査票は破棄してください。
※データ通信料は回答される方のご負担となりますのでご注意ください。



U R L : https://www15.webcas.net/form/pub/websurvey/tama_b_wakamono

※ Q R コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

5-2. 紙の調査票でのご回答が済みましたら、お手数ですが、同封の返信用封筒（切手はいりません）に入れて1月9日（火）までに投かんしてください。

●ご不明な点、調査に関するお問い合わせは、こちらにお願いいたします。

多摩市役所 子ども青少年部 児童青少年課 子ども・若者育成係

電話 042 (338) 6958

FAX 042 (372) 7988

令和4（2022）年4月につくられた「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」についておうかがいします

問1 「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を知っていますか。（○は1つ）

1. 聞いたことがあります、内容も知っている 2. 聞いたことはあるが、よく知らない
3. 聞いたことはない → 問2にお進みください

【問1で「1. 聞いたことがあります、内容も知っている」「2. 聞いたことはあるが、よく知らない」と答えた方におうかがいします】

問1-1 「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」をどのような方法で見たり聞いたりしますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1. リーフレット | 2. ポスター |
| 3. 学校の先生の話 | 4. 家族や友だちの話 |
| 5. 多摩市公式ホームページ | 6. たま広報 |
| 7. X（旧Twitter） | 8. YouTube |
| 9. 市内パネル展示 | 10. その他 〔具体的に： 〕 |

問2 「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」には、次のような6つの子ども・若者の権利が示されています。

| | |
|----------------------------------|---|
| 1. 生きる権利 | 住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること |
| 2. 育つ権利 | 能力を伸ばして成長できるように学び、遊ぶこと |
| 3. 守られる権利 | 紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること |
| 4. 抱える困難に応じて必要な支援を受ける権利 | 抱える困難に応じて必要な支援を受けること |
| 5. 意見を表明し、暮らしやすいまちの実現に向けて参画する権利 | 自分の考えや思いを表明し、まちづくりに参画すること |
| 6. 自らの意思で挑戦し、その挑戦を後押しされながら成長する権利 | 自らの意思で挑戦し、挑戦を後押しされながら成長すること |

問4 次の場所は、あなたにとって居場所（活躍できる場所、ほっとできる場所、居心地の良い場所など）になっていますか。（あてはまるものすべてに○）

| | そう思う | どちらでもない | そう思わない | この場所で過ごすことが無い |
|-------------------------------------|------|---------|--------|---------------|
| 1. 自分の家 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 2. 親戚の家 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 3. 友人の家 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 4. 学校 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 5. 塾・習いごと先 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 6. 地域の図書館や公民館 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 7. 職場 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 8. 公園 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 9. 飲食店 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 10. カラオケボックス・ゲームセンター・インターネットカフェ | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 11. インターネット空間（SNS、YouTubeやオンラインゲーム） | 1 | 2 | 3 | 4 |

『あなたの悩みや相談するところ』についておうかがいします

問5 あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せる人がいますか。(○は1つ)

| | |
|-------|--------|
| 1. いる | 2. いない |
|-------|--------|

問6 あなたは次の1～15のことについて、困っていることや悩んでいることはありますか？
また、困っていることや悩んでいることがある場合、誰に相談したいですか。
(あてはまるものすべてに○)

| 困っていることや悩んでいること | 困っていることや悩んでいることの有無 | 誰に相談したいか |
|-----------------|--------------------|--|
| 1. 課題・勉強・研究のこと | ある→ ない | ア 親 イ 配偶者・パートナー ウ 兄弟姉妹 エ 親戚 オ 友だち カ 職場の人 キ 学校の先生 ク 習いごとの先生やコーチ ケ 相談機関の相談員 コ 地域の人 サ SNS上の友だち シ その他〔具体的に： 〕 ス 相談したいと思わない |
| 2. 学校のこと | ある→ ない | ア 親 イ 配偶者・パートナー ウ 兄弟姉妹 エ 親戚 オ 友だち カ 職場の人 キ 学校の先生 ク 習いごとの先生やコーチ ケ 相談機関の相談員 コ 地域の人 サ SNS上の友だち シ その他〔具体的に： 〕 ス 相談したいと思わない |
| 3. 習い事・趣味のこと | ある→ ない | ア 親 イ 配偶者・パートナー ウ 兄弟姉妹 エ 親戚 オ 友だち カ 職場の人 キ 学校の先生 ク 習いごとの先生やコーチ ケ 相談機関の相談員 コ 地域の人 サ SNS上の友だち シ その他〔具体的に： 〕 ス 相談したいと思わない |
| 4. 家事のこと | ある→ ない | ア 親 イ 配偶者・パートナー ウ 兄弟姉妹 エ 親戚 オ 友だち カ 職場の人 キ 学校の先生 ク 習いごとの先生やコーチ ケ 相談機関の相談員 コ 地域の人 サ SNS上の友だち シ その他〔具体的に： 〕 ス 相談したいと思わない |

| こま 困っていることや 悩んでいること | こま 困っていること や悩んでいる ことの有無 | だれ 誰に相談したいか |
|---------------------------|----------------------------------|--|
| 5. 介護のこと | ある→ ない | ア 親 イ 配偶者・パートナー ウ 兄弟姉妹 エ 親戚 オ 友だち カ 職場の人 キ 学校の先生 ク 習いごとの先生やコーチ ケ 相談機関の相談員 コ 地域の人 サ SNS上の友だち シ その他〔具体的に： 〕 ス 相談したいと思わない |
| 6. 育児のこと | ある→ ない | ア 親 イ 配偶者・パートナー ウ 兄弟姉妹 エ 親戚 オ 友だち カ 職場の人 キ 学校の先生 ク 習いごとの先生やコーチ ケ 相談機関の相談員 コ 地域の人 サ SNS上の友だち シ その他〔具体的に： 〕 ス 相談したいと思わない |
| 7. 職場や仕事のこと | ある→ ない | ア 親 イ 配偶者・パートナー ウ 兄弟姉妹 エ 親戚 オ 友だち カ 職場の人 キ 学校の先生 ク 習いごとの先生やコーチ ケ 相談機関の相談員 コ 地域の人 サ SNS上の友だち シ その他〔具体的に： 〕 ス 相談したいと思わない |
| 8. 家族との関係 | ある→ ない | ア 親 イ 配偶者・パートナー ウ 兄弟姉妹 エ 親戚 オ 友だち カ 職場の人 キ 学校の先生 ク 習いごとの先生やコーチ ケ 相談機関の相談員 コ 地域の人 サ SNS上の友だち シ その他〔具体的に： 〕 ス 相談したいと思わない |
| 9. 友人との関係 | ある→ ない | ア 親 イ 配偶者・パートナー ウ 兄弟姉妹 エ 親戚 オ 友だち カ 職場の人 キ 学校の先生 ク 習いごとの先生やコーチ ケ 相談機関の相談員 コ 地域の人 サ SNS上の友だち シ その他〔具体的に： 〕 ス 相談したいと思わない |

| <small>こま</small> 困っていることや 悩んでいること | <small>こま</small> 困っていること や悩んでいる ことの有無 | <small>たれ</small> <small>そうだん</small> 誰に相談したいか |
|--|---|--|
| 10. 配偶者やパートナーとの関係 | ある → ない | ア 親 イ 配偶者・パートナー ウ 兄弟姉妹 エ 親戚 オ 友だち カ 職場の人 キ 学校の先生 ク 習いごとの先生やコーチ ケ 相談機関の相談員 コ 地域の人 サ SNS上の友だち シ その他〔具体的に： 〕 ス 相談したいと思わない |
| 11. 職場の人間関係 | ある → ない | ア 親 イ 配偶者・パートナー ウ 兄弟姉妹 エ 親戚 オ 友だち カ 職場の人 キ 学校の先生 ク 習いごとの先生やコーチ ケ 相談機関の相談員 コ 地域の人 サ SNS上の友だち シ その他〔具体的に： 〕 ス 相談したいと思わない |
| 12. 自分の身体のこと | ある → ない | ア 親 イ 配偶者・パートナー ウ 兄弟姉妹 エ 親戚 オ 友だち カ 職場の人 キ 学校の先生 ク 習いごとの先生やコーチ ケ 相談機関の相談員 コ 地域の人 サ SNS上の友だち シ その他〔具体的に： 〕 ス 相談したいと思わない |
| 13. 自分の性格のこと | ある → ない | ア 親 イ 配偶者・パートナー ウ 兄弟姉妹 エ 親戚 オ 友だち カ 職場の人 キ 学校の先生 ク 習いごとの先生やコーチ ケ 相談機関の相談員 コ 地域の人 サ SNS上の友だち シ その他〔具体的に： 〕 ス 相談したいと思わない |
| 14. 性的指向・性自認に関すること | ある → ない | ア 親 イ 配偶者・パートナー ウ 兄弟姉妹 エ 親戚 オ 友だち カ 職場の人 キ 学校の先生 ク 習いごとの先生やコーチ ケ 相談機関の相談員 コ 地域の人 サ SNS上の友だち シ その他〔具体的に： 〕 ス 相談したいと思わない |

| <small>こま</small> 困っていることや 悩んでいること | <small>こま</small> 困っていること や悩んでいる ことの有無 | <small>たれ</small> <small>そうだん</small> 誰に相談したいか |
|--|---|--|
| 15. お金に関する こと | ある → ない | ア 親 イ 配偶者・パートナー ウ 兄弟姉妹 エ 親戚 オ 友だち カ 職場の人 キ 学校の先生 ク 習いごとの先生やコーチ ケ 相談機関の相談員 コ 地域の人 サ SNS上の友だち シ その他〔具体的に： 〕 ス 相談したいと思わない |

問7 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたら、どのような方法で相談しますか。
(あてはまるものすべてに○)

| | | | |
|---------|---------|-----------|-------|
| 1. 直接話す | 2. SNS | 3. 手紙など | 4. 電話 |
| 5. メール | 6. LINE | 7. その他〔 〕 | |

問8 次のような子どもや若者を対象とした相談機関を知っていますか。(知っているものすべてに○)

| |
|---|
| 1. 児童館・地域子育て支援拠点 |
| 2. しごと・くらしサポートステーション |
| 3. 子ども家庭支援センター |
| 4. 教育センター |
| 5. 多摩児童相談所 |
| 6. 発達支援室 |
| 7. 健康センター |
| 8. こどもひろばOLIVE |
| 9. TAMA女性センター |
| 10. 地域活動支援センター 「の一ま」・「あんど」 |
| 11. 南多摩保健所、都立多摩総合精神保健福祉センター |
| 12. 東京都ひきこもりサポートネット |
| 13. 東京都若者総合相談センター「若ナビα (アルファ)」 |
| 14. 職業安定所 (ハローワーク)、ジョブカフェ、地域若者サポートステーションなどの就労支援機関 |
| 15. 知っている相談機関等はない |
| 16. その他〔具体的に： 〕 |

『学校を含む社会・地域のこと』についておうかがいします。

問9 あなたは、地域の活動・イベント・ボランティア等に参加したことがありますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 地域のスポーツ・文化活動(地域のスポーツ大会やイベントなど)
2. 地域のお祭り(みこし、模擬店の手伝いなど)
3. ボランティア活動(地域の清掃ボランティアなど)
4. その他〔具体的に： _____ 〕
5. 参加したことがない

問10 あなたは、次のような場で、自分から意見を言ったことがありますか。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----------------|---------------------------|
| 1. 学校での話し合いの場 | 2. クラブ・部活動以外の地域のスポーツ・文化活動 |
| 3. 職場の会議などの場 | 4. 地域のお祭り |
| 6. 意見を言ったことがない | 5. ボランティア活動 |

問11 あなたは、学校生活や社会・地域活動の中で、どのような方法であれば、意見を言いたいと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|--|--------|-------|
| 1. 直接話す | 2. メール | 3. 手紙 |
| 4. Facebook、X(旧Twitter)、LINE、InstagramなどのSNS | 5. 日記 | |
| 6. ワークショップや会議 | 7. 意見箱 | |
| 8. その他〔具体的に： _____ 〕 | | |
| 9. 意見を言いたいと思わない | | |

あなたのひととの関わりについておうかがいします

問12 次にあげる人たちとあなたとの関わりはどのようなものですか。(それぞれ○は1つ)

- | | |
|----------------------|--|
| A 家族・親族 | |
| B 友人 | 現在通っている学校の友人、かつての同窓生など |
| C 職場・アルバイト関係の人 | 現在及び過去の職場の同僚、上司、部下、その他仕事の関係で知り合った人など |
| D 地域の人 | 近所の人、町内会などの知人、消防団などの地域活動での知人、塾や習い事での知人など |
| E 地域外の人 | お住まいの地域以外の場所で知り合った人(飲食店やライブ会場など) |
| F インターネット上での人やコミュニティ | 面識がない、あるいは数回会ったことがあるが基本的にはインターネット中心の付き合いの人 |

| | | そう思う おも | そう思う おも | どちらかといえば おも | どちらかといえば おも | 関わりはない かか |
|---|------------------------|------------|------------|----------------|----------------|--------------|
| A 家族・親族 かぞく・しんぞく | ア. 何でも悩みを相談できる人がある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| | イ. 困ったときは助けてくれる | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| | ウ. 他人には言えない本音を話せることがある | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| | エ. 強いつながりを感じている | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| B 友人 ゆうじん | ア. 何でも悩みを相談できる人がある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| | イ. 困ったときは助けてくれる | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| | ウ. 他人には言えない本音を話せることがある | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| | エ. 強いつながりを感じている | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| C アルバイト関係の人 しゅくば かんけいのひと | ア. 何でも悩みを相談できる人がある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| | イ. 困ったときは助けてくれる | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| | ウ. 他人には言えない本音を話せることがある | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| | エ. 強いつながりを感じている | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| D 地域の人 ちいきのひと | ア. 何でも悩みを相談できる人がある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| | イ. 困ったときは助けてくれる | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| | ウ. 他人には言えない本音を話せることがある | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| | エ. 強いつながりを感じている | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| E 地域外の人 ちいきがいのひと | ア. 何でも悩みを相談できる人がある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| | イ. 困ったときは助けてくれる | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| | ウ. 他人には言えない本音を話せることがある | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| | エ. 強いつながりを感じている | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| F インターネット上の人や コミュニティー じょうのひとや コミュニティー | ア. 何でも悩みを相談できる人がある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| | イ. 困ったときは助けてくれる | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| | ウ. 他人には言えない本音を話せることがある | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| | エ. 強いつながりを感じている | 1 | 2 | 3 | 4 | |

あなたのお仕事についておうかがいします

問13 あなたは現在、働いていますか。働いている場合は、就業形態を教えてください。(○は1つ)

| | | |
|--------------------------|---|---------------------------|
| 1. 正社員・正規職員 | } | 問14 (12 ページ) に お進みください |
| 2. 契約社員 | | |
| 3. 派遣社員 | | |
| 4. パート・アルバイト | | |
| 5. 学生 (アルバイトなどの就労をしていない) | | |
| 6. 学生 (アルバイトなどの就労をしている) | | |
| 7. 自営業・フリーランス | | |
| 8. 専業主婦・主夫 | | |
| 9. 家事手伝いをしている | | |
| 10. 求職中 | | |
| 11. 無職 | } | 問13-1 に お進みください |
| 12. その他 [] | | |

【問13で「10. 求職中」「11. 無職」「12. その他」と答えた方におうかがいします】

問13-1 あなたはいままでに働いていたことはありますか。(○は1つ)

| |
|---|
| 1. 正社員・正規職員として働いていた |
| 2. 契約社員として働いていた |
| 3. 派遣社員として働いていた |
| 4. パート・アルバイトとして働いていた (学生時代の経験は含めません) |
| 5. 自営業・フリーランス |
| 6. 働いていたことはない |

問24 あなたのお住まいの形態を教えてください。(○は1つ)

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| 1. 持ち家 (一戸建て) | 2. 持ち家 (分譲マンションなど) |
| 3. 民間の賃貸住宅 (一戸建て) | 4. 公営の賃貸住宅 |
| 5. 都市再生機構 (UR)・公社などの賃貸住宅 | 6. 社宅、学生寮など |
| 7. その他〔具体的に： | 〕 |

問25 あなたのお住まいの地区はどこですか。(○は1つ)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 関戸、一ノ宮地区 | 2. 蓮光寺、聖ヶ丘地区 |
| 3. 桜ヶ丘地区 | 4. 和田、百草、東寺方、落川地区 |
| 5. 愛宕、乞田、貝取 (番地) 地区 | 6. 馬引沢、諏訪地区 |
| 7. 永山地区 | 8. 貝取 (1～5丁目)、豊ヶ丘地区 |
| 9. 落谷、鶴牧、南野地区 | 10. 唐木田、中沢、山王下地区 |

最後に、令和4年4月に施行した、「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を紹介いたします。こちらをお読みください。



多摩市 子ども・若者の権利を保障し 支援と活躍を推進する条例



多摩市では、「子ども・若者を誰一人取り残さず、大切にすまち・多摩市」を目指して、「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を制定しました。

子ども・若者（おおむね30歳代までの市民）が主役の条例です。

条例のポイントについてご紹介します。

- 基本理念
- 子ども・若者の権利
- 市民の役割
- 市の役割



基本理念【第3条】

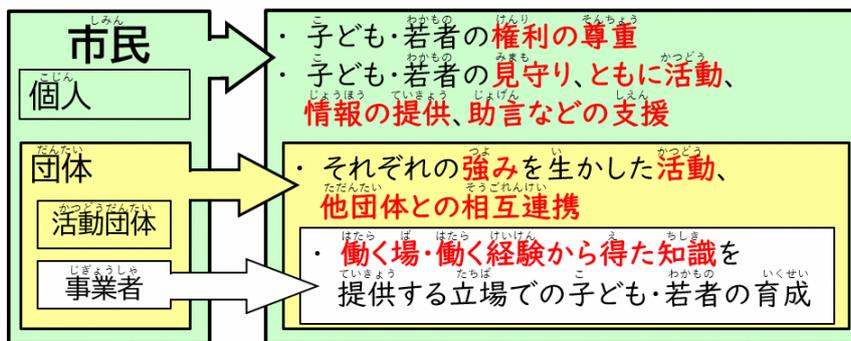
| | | | |
|---|--|--|---|
| <p>1 子ども・若者の権利の保障</p> <p>子ども・若者にとって最も良いことは何かを考え、子ども・若者の権利を尊重します。</p> | <p>2 切れ目のない支援</p> <p>子ども・若者の成長や状況などに応じて、支援が受けられるようにします。</p> | <p>3 意見表明・まちづくり参画</p> <p>子ども・若者が自分の考えを伝えることや、まちづくりに参画できるようにします。</p> | <p>4 様々な主体の相互協力・相互支援</p> <p>子ども・若者を含めた多摩市のみんなが、お互いに協力し合い、支え合う関係をつくります。</p> |
|---|--|--|---|

子ども・若者の権利【第4条】

| | | |
|--|---|---|
| <p>生きる権利、育つ権利、 守られる権利、 抱える困難に応じて 必要な支援を受ける権利</p>  <p>命が守られること、能力を伸ばして 成長できるように学び、遊ぶこと、 暴力から守られることなどの 基本的な権利があり、必要な支援 を受ける権利があります。</p> | <p>社会の一員として、 意見を表明し、 暮らしやすいまちの実現 に向けて参画する権利</p>  <p>自分の意見を伝えるのが得意な人 に比べて、苦手な人も、考えや思いを相手 に伝える権利があり、 まちづくりに参画する権利があり ます。</p> | <p>結果にとられず、 自らの意思で挑戦し、 その挑戦を後押し されながら成長する権利</p>  <p>挑戦の内容は、人それぞれ違います。 まだやったことのないことや、 難しいことへの取り組みは、たとえ 失敗しても、成長につながる大切な 経験です。</p> |
|--|---|---|

市民の役割【第5条】

*市民=市内在住・在勤・在学の方、市内で活動している方・団体、市内の事業者



市の役割【第6条】

- 基本理念にのっとった、総合的・具体的な施策と推進体制
- 基本理念の周知啓発
- 市と市民、市民同士の連携に向けた取り組み

多摩市は、皆さんと一緒に、子ども・若者を誰一人取り残さずに大切にすまのまちの実現を目指して、様々な取り組みを進めてまいります。

アンケート調査にご協力いただき、ありがとうございました。